

平成 29 年 9 月 16 日

大宮法科大学院大学修了生各位

学校法人 佐藤栄学園
学修サポートセンター

平成 29 年度後期学修サポートセンター利用登録について

平成 29 年度後期の利用登録を希望する方は、下記ならびに添付ファイルをご確認の上、手続きをお願いいたします。

記

1. 手続期間

平成 29 年 9 月 16 日(土)～9 月 30 日(土)

月曜～金曜 9:30～17:00 土曜 9:30～12:00 日曜祝日 休業

<事務局窓口時間内の手続きが難しい場合>

窓口時間内に来られないために半年利用登録の手続きができない方には個別対応しますので、電話またはメールにより事前にご連絡ください。

電話 048-658-8101 / メール ols-sc@satoegakuen.ac.jp (希望日時を複数件ご記載ください)

2. 留意事項

(1) OLS ビル改修工事について

平成 29 年 11 月末までの予定で、OLS ビル 1～5 階の改修工事が行われています。

自習室は工事期間中も利用可能ですが、工事による騒音の影響がありますことをご了承ください。

詳細は「2 階改修工事に伴う騒音への対応について」(添付ファイル)を参照してください。

(2) 利用可能施設の変更について

平成 29 年 8 月より、利用可能施設の一部を変更しました。

詳細は「OLS ビル改修工事等に伴う利用可能施設の変更について」(添付ファイル)を参照してください。

(3) 自習室の利用不可日について

自習室を授業または会議で使用する場合があります。該当日については自習室内掲示板、TKCシステム、学修サポートセンターのウェブサイトでお知らせしています。

(4) 入館許可証について

手続期間終了後、平成 29 年度前期半年登録者の方が未更新の場合(登録料未納の場合)、入館許可証は失効いたします。

3. 添付ファイル

- ・ 平成 29 年度後期 利用登録案内
- ・ [参考] 2 階改修工事に伴う騒音への対応について
- ・ [参考] OLS ビル改修工事等に伴う利用可能施設の変更について
- ・ 平成 29 年度後期 半年利用登録申込書
- ・ 学修サポートセンター規程

以上

学修サポートセンター利用登録案内（平成29年度後期）

登録方法および登録料

所定の申込用紙にご記入の上、事務局に登録料を添えてお申し込みください。

申込受理後、事務局で入館許可証を発行いたします。

[申込受付時間] 月曜～金曜 9:30～17:00 土曜 9:30～12:00 日曜祝日を除く

※ 夏季および年末年始等の受付時間変更については、佐藤栄学園ウェブサイト

<http://www.satoegakuen.ac.jp/>→学修サポートセンターのページをご確認ください。

※ 登録に際しては、「学修サポートセンター規程」を事前にご確認ください。

1日利用登録 登録料：200円

- ・ 1日利用登録の申込受付は当日の事務局窓口時間内となりますのでご注意ください。
- ・ 1日入館許可証は、当日の施設利用終了時刻までにご返却ください。利用時間に変更がある場合は、佐藤栄学園ウェブサイト <http://www.satoegakuen.ac.jp/> →学修サポートセンターのページでお知らせします。
- ・ 1日入館許可証返却後の利用はできません。

半年利用登録 登録料：各期 10,000円（前期 4月～9月 後期 10月～3月）

- ・ 半年利用の新規登録時は、利用許可証の発行に数日かかることがあります。その間は事務局で1日入館許可証の貸与を受けてください。
- ・ 勉強会等を指導する当センターが認めた修了生については、上記とは別の手続きとなる場合があります。

登録別利用範囲（平成29年度後期）

	登録料	自習室					(旧)診療室		講義・起案演習
		利用時間	キヤレル (自由席のみ)	資料閲覧・複写	パソコン・プリンタ	コピー機	ロッカー	利用時間	
1日登録	¥200	月～土 9:30～22:30 日・祝 利用不可	○	○	○	×	月～土 9:30～22:00 日・祝 利用不可	○	×
半年登録	¥10,000	月～土 9:30～22:30 日・祝 10:00～21:00	○	○	○	○	月～土 9:30～22:00 日・祝 10:00～21:00	○	○

【注1】 OLSビル改修工事について

平成29年11月末までの予定で、OLSビル1～5階の改修工事が行われています。
自習室は工事期間中も利用可能ですが、工事による騒音の影響がありますことをご了承ください。
詳細は別掲「2階改修工事に伴う騒音への対応について」を参照してください。

【注2】 利用可能施設の変更について

平成29年8月より、利用可能施設の一部を変更いたしました。
詳細は別掲「OLSビル改修工事等に伴う利用可能施設の変更について」を参照してください。

【注3】 自習室の利用不可日について

自習室を授業または会議で使用する場合があります。該当日についてはTKCシステムおよび学修サポートセンターのウェブサイトでお知らせします。

平成 29 年 8 月 1 日

大宮法科大学院大学修了生各位

学校法人 佐藤栄学園
学修サポートセンター事務局

2 階改修工事に伴う騒音への対応について

OLS ビル 2 階の改修工事に伴い、下記の期間において 1 階への騒音の影響が見込まれます。期間中の諸対応については次のとおり予定していますので、ご確認ください。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、お願いいたします。

記

1. 工事期間

8 月 21 日（月）～11 月 30 日（木）8:00～18:00

休工日：日曜および祝日

2. 騒音への対応について

- (1) 授業および起案演習の実施時間帯については騒音作業が行われないよう手配をしておりますが、それ以外の時間帯は、期間中日常的に工事による騒音・振動発生可能性がありますことをご了承ください。
- (2) 特に大きな騒音が見込まれる日時については、TKC システムおよび自習室内掲示により事前にお知らせします。
- (3) 自習室内に、騒音レベルを記載した週間工程表を掲示しています。
- (4) 騒音発生時の対応としては、工程の進行上、作業中断の依頼はできませんが、騒音の継続時間(当該騒音作業が何時頃まで行われるのか)に関するお問い合わせには、随時対応しております。工事業者に照会の上、回答をお知らせしますので、学修サポートセンター事務局(不在時は総合案内所)へご連絡ください。

以上

平成 29 年 8 月 1 日

大宮法科大学院大学修了生各位

学校法人 佐藤栄学園
学修サポートセンター

OLS ビル改修工事等に伴う利用可能施設の変更について

標記について、OLS ビル改修工事ならびにビル施設の管理・運用上の変更に伴い、下記のとおり学修サポートセンターとして利用可能な施設が変更となりますので、お知らせします。ご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 2 階の改修工事について

<工事期間> 8 月 21 日(月)～11 月 30 日(木)

※ 期間中は、2 階ラウンジ・会議室・喫煙室の利用ができません。

※ 2 階の工事開始後は、1 階自習室を授業または会議でも利用します。該当日は別に告知します。

2. 2 階 204 会議室の利用終了について

<利用終了日> 8 月 19 日(土) 22:00 を以て終了となります。

※ 今回の改修工事により、旧学校階が学校施設から商業施設に変更され、2 階会議室は一般貸出専用となります。これに伴い、学修サポートセンターとしての施設利用は原則として 1 階のみとされることになりました。当初、2 階の工事終了後は 204 会議室の利用が再開できる旨をお知らせしていましたが、以上のとおり変更となりますことをご了承ください。

3. 1 階診療室の利用開始について

2 階の利用終了に伴い、学習室兼飲食可能の休憩場所としては次のとおり 1 階診療室が利用可能となります。

(1) 利用開始日 8 月 19 日(土) 9:30 より利用可能

(2) 利用可能時間 月曜～土曜 9:30～22:00、日曜・祝日 10:00～21:00

(3) 留意事項

- ・ 学習室兼飲食可能の休憩場所としてご利用ください。
- ・ 前室は飲食可能、奥の部屋は飲食制限あり(自習室と同一ルール)とします。
- ・ 1 階診療室には、パソコンおよびプリンタの設置はいたしません(LAN 利用不可)。パソコン、プリンタは 1 階コピー室設置のものをご利用ください。
- ・ 空室時および不在時の消灯、空調の停止にご協力をお願いいたします。

以上

学修サポートセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学修サポートセンター(以下「センター」とする)の運営において必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大宮法科大学院大学の修了生に対する司法試験受験指導を行うことを目的とする。

(センター長)

第3条 センターには、センター長および民事系・公法系・刑事系の各分野についてそれぞれ1名の指導担当教員、ならびに事務局職員を置く。

2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(センター会議)

第4条 センターには、次の事項を審議するため、センター会議を置く。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターが実施する司法試験受験指導に関する事項
- (3) センターに関する規定の制定および改廃に関する事項

2 センター会議は、センター長および指導担当教員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が招集し、議長を務める。

(設置期間)

第5条 センターの設置期間は、平成27年10月1日からの5年以内とし、大宮法科大学院大学修了生の司法試験受験可能者数等の状況を考慮して、センター会議において審議の上、決定する。

(利用資格)

第6条 センターの利用ができる者は、大宮法科大学院大学の修了生とする。

(利用登録申請手続)

第7条 センターの利用を希望する者は、次に掲げるいずれかの登録区分に従って、別に定める期限までに所定の用紙により利用登録申請をするものとする。

- (1) 1日利用登録
- (2) 半年利用登録

(利用登録期間)

第8条 センターの利用登録期間は、半年を単位とし、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(登録料)

第9条 センターの利用登録を申請する者は、所定の期日までに登録料を納付しなければならない。

2 登録料は別表のとおりとし、毎年3月に見直しを行う。

(利用範囲)

第 10 条 1 日利用登録をした者には、次の項目の利用を認める。

- (1) 所定資料の閲覧および複写
- (2) 所定備品の使用

2 半年利用登録をした者には、次の項目の利用を認める。

- (1) 所定資料の閲覧および複写
- (2) 所定備品の使用
- (3) センターが実施する講義の受講
- (4) センター指導担当教員による個別指導

(利用の停止)

第 11 条 センター長は、本規程に違反した者、他の利用者の迷惑となる行為をした者、その他センターの秩序に支障が生ずるおそれのある行為をした者に対し、センターの利用を停止することができる。

附 則 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。

別表

登録種別	登録料
1 日利用登録	200 円
半年利用登録	前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 各期 10,000 円